

流山市パートナーシップ・ファミリーシップの届出制度の導入に対する意見と市の考え方について

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	パートナーシップ・ファミリーシップの届出制度の導入に対する修正案
1	全般	全般	とても良い制度だと思います。とくにファミリーシップに親も含めることはいいと思います。「要綱」で制定するとのことですが、できれば市民の声が届く議会で審議できるように「条例」化を望みます。当事者の方の声もきちんと聞いて反映させてください。	市民に義務を課し、又は市民の権利を制限するには、条例による必要がありますが、今回はそのような制度ではありません。また、県内で同様の制度を導入している8自治体についても、全て要綱で制定しており、今後他市との連携がしやすく、運用後も状況の変化に対応しやすいことから要綱としています。 要綱の制定に当たっては、当事者の方の意見も伺っています。	無	
2-1	全般	全般	制度の導入について、全面的に賛成します。私は流山市在住のバイセクシャルの女性です。性愛対象の性別は複数ですが、パートナーといえるほど対等な関係になる人は出生時に割り当てられた性別が同性の方が多く、将来は「流山市を出ないと居場所がないんだろうな」と漠然とっていました。性に基づく婚姻の不平等が解消されていない日本で、クィアの友人達は生活空間に安全を感じられず、将来に不安を抱えています。具体的には、同性愛嫌悪に基づくハラスメントや暴力、ヘイトクライム、それらに起因したうつ病や慢性的な絶望感に苦しんでいます。自殺未遂をする割合は、ヘテロセクシャルの友人達より、クィアの友人達の方が多いように感じます。私も性差別によるハラスメントを受けたことがあり、仕事ができなくなった時期がありました。安全を保障されていないというのは、苦しいことです。私自身婚姻制度の不平等の解消のためのイベントやデモの参加、署名などは積極的に行っていますが、同性愛者を排除しようとする政党が長く政権を握り、影響力のある議員さんが差別発言をし続けることで、「差別による侮辱や暴力を受けない」という最低限の安全を期待できないことに慣れてしまいました。また、自分よりさらに立場の弱い、クィアの子供達や障害者の方、クィアかつ外国籍で日本に在住している方、トランスジェンダーの方々に、申し訳ない思いを抱えていました。パブリックコメントへの意見提出で、少しでも力になりたいです。婚姻制度と同等の効力はないとのことで、まだまだ道のりは長く感じますが、それでも形式上存在を認められることは、自治体における第一歩として希望を感じます。制定に向けて尽力して下さった方々、本当にありがとうございます。	本市では、流山市多様性を尊重する社会の推進に関する条例を制定し、誰もが自分らしく暮らせるまちの実現を目指していますので、引き続き、多様性を理解するための啓発を進めます。	無	
2-2	第5条	第5条について	通称名を使用できることについて、この条を設けて下さったことに感謝いたします。そのまま採決されてほしいです。	交付する証明書や証明カードの裏面等に戸籍上の氏名を記載することで、通称名の使用ができる制度とします。	無	
3-1	資料1	資料1について	二人揃って窓口へ届け出なければならないとありますが、現行婚姻制度を利用する場合も、わざわざ二人揃って窓口に行くのですか？この制度を利用したい人たちだけを二人揃って呼び出す合理的な理由はなんですか？	婚姻は、民法及び戸籍法で届出について定められており、届出書の提出により効力を生じますが、本制度は、法律の定めによるものではないため、窓口にて、お二人の本人確認と意思を確認し、流山市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書に署名していただくため、お二人揃って来庁していただく必要があります。	無	
3-2	第2条(1)	第2条(1)について	「二者の関係」とありますが、モノガミーの関係しか想定されていないのでしょうか。クィア当事者として、セクシャルマイノリティの人権に配慮する最低限のポーズを、行政が遅ればせながらでも取ることは評価しますが、当事者の実際の声も聞かずに作った、シスヘテロのみなさんの、自己満足の、使えない制度では意味がありません。市がまず手本を示し、異性婚利用者が使える各種休暇や手当などを、パートナーシップ制度利用者も同様に使えるようにすべき。	本制度は、法律婚ではありませんが、主に同性同士が婚姻できない状況を踏まえ、制度化するものであり、婚姻が複数できないことから、二者の関係しか考えておりません。本制度導入に当たっては、当事者の方の意見もうかがっており、利用できる制度についても今後増やしてまいります。	無	

流山市パートナーシップ・ファミリーシップの届出制度の導入に対する意見と市の考え方について

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	パートナーシップ・ファミリーシップの届出制度の導入に対する修正案
3-3	全般	全般	流山市で働く職員や議員、教員が、まずはユネスコの性/セクシュアリティ教育ガイドブックを熟読してほしいです。役所の窓口相談に行った人が、ハラスメント、アウトティングを受けるなどの被害も実際に起きているので、そのような事態を防ぐためです。	本市では、流山市多様性を尊重する社会の推進に関する条例を制定しており、第4条で不当な差別的取扱いの禁止等を定めています。本条例に基づき、引き続き、職員等へ啓発や研修を実施し、ハラスメントやアウトティングの防止に努めてまいります。	無	
3-4	全般	全般	病院、ハローワーク、各種相談窓口、学校、家を借りるなどの場面はとくにハラスメント、マイクロアグレッションや排除が起きやすいです。セクシュアル「マイノリティ」と便宜上表現されますが、あなたの隣に、すでにトランスジェンダーの人も、ノンバイナリーの人も、ヘテロではない人も、みな暮らしています。差別を撤廃するという強い意志を、まずは市が示してください。差別されて自死に追い込まれる人(とくに子ども、若者)もいるほどに、深刻な人権侵害が起きていることを、流山市には認識していただきたい。流山市は子どもの人権についての啓発も行っているようですが、現在、日本で義務教育において正しい性/セクシュアリティ教育がなされていない、つまり人の命、健康にかかわる重要な知識を教えていないこと自体が、(児童)虐待にあたるのだという認識はありますか？海外では簡単に、だれでも安価に手に入る避妊薬すら手に入りやすく、リプロダクティブヘルス&ライツが保障されてもいないのに、「母になるなら流山」などとうたわれても、プロパガンダまがいの詐欺にしか聞こえません。	本市では、流山市多様性を尊重する社会の推進に関する条例を制定し、人権の尊重や不当な差別的取扱いの禁止等を定めています。また、本制度の、流山市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱には、第12条で市民、事業者等への周知が規定されています。これらの規定に基づき、今後も全ての市民が自分らしく暮らせるまちの実現を目指して取り組んでまいります。	無	
3-5	全般	全般	この条例制定に際し、トランスジェンダー排除の組織的な動きがあると聞いています。そのような暴力扇動、人権侵害に絶対に加担しないでください。非科学的なデマに騙されないでください。	現時点で、そのような動きは把握しておりません。	無	